令和５年度　公文書開示状況（令和５年10月決定分）

保健医療局

表の見方

＜決定区分＞について

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第７条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「１」と表記しています。
・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。
　7条1号　法令秘情報
　7条2号　個人情報
　7条3号　事業活動情報
　7条4号　犯罪の予防・捜査等情報
　7条5号　審議、検討又は協議に関する情報
　7条6号　行政運営情報
　7条7号　任意提供情報
　7条8号　特定個人情報
　7条9号　死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
　ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

令和５年度　公文書開示（10月決定分）保健医療局

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
1	R5.9.26	R5.10.10	（人口動態調査） ・人口動態統計に用いる「感染症分類表」について（変更） ・介護医療院に係る人口動態調査の取扱いについて（再周知） ・人口動態統計に用いる「死因基本分類表」について（変更） ・人口動態統計に用いる「感染症分類表」等について（変更） ・人口動態統計に用いる「死因基本分類表」等について（変更） ・人口動態統計に用いる「感染症分類表」について（変更） （医療施設調査） ・令和２年医療施設静態調査の概要（案） ・令和５年医療施設静態調査の概要（案） （患者調査） ・令和２年患者調査の概要（案） ・令和５年患者調査の概要（案） （国民生活基礎調査） ・2021（令和３）年国民生活基礎調査会議説明資料 ・2022（令和４）年国民生活基礎調査会議説明資料 ・2022（令和４）年国民生活基礎調査オンライン調査の概要について ・2023（令和５）年国民生活基礎調査地方機関用動画マニュアル（資料版）	220	1														保健医療局総務部総務課
2	R5.9.26	R5.10.10	（人口動態調査） （１）　医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて （周知依頼） （医療施設調査） （２）医療施設調査規則及び医療施設動態調査の調査票の様式の 一部改正について（通知） （国民生活基礎調査） （３）2020（令和２）年国民生活基礎調査の中止について（通知）				1											東京都情報公開条例第１８条第２項により、公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため、開示をしない。	保健医療局総務部総務課
3	R5.10.10	R5.10.23	・自動車保険申込書（契約総括表） ・全車両一括特約条件書 ・自動車保険契約明細書	63	1														保健医療局総務部職員課
4	R5.9.19	R5.10.3	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和５年８月３１日現在、営業の許可又は届出を受けている施設 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和４年７月１日から令和５年８月３１日までに廃止の届出を受けている施設			1					1							これを公開することで施設を運営する法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、東京都情報公開条例第7条第３号に該当する。また、これを公開することで行政運営に支障を及ぼすおそれがある施設が含まれており、このことが東京都情報公開条例第７条第６号に該当するため。	保健医療局 保健政策部 保健政策課
5	R5.9.21	R5.10.5	食品関係営業台帳（日野市、多摩市、稲城市（南多摩保健所）、昭島市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所））（令和５年９月２１日現在、飲食店営業の許可を受けている施設			1					1							これを公開することで施設を運営する法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、東京都情報公開条例第7条第３号に該当する。また、これを公開することで行政運営に支障を及ぼすおそれがある施設が含まれており、このことが東京都情報公開条例第７条第６号に該当するため。	保健医療局 保健政策部 保健政策課
6	R5.10.2	R5.10.6	西多摩圏域における（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村食品関係営業台帳令和5年9月30日現在、営業許可を受けている飲食店営業施設	1	1														西多摩保健所 企画調整課
7	R5.10.3	R5.10.10	理容所台帳、美容所台帳（多摩小平保健所管内において、令和５年８月２１日から令和５年９月３０日までの間に新規に営業許可した個人事業者に係る①営業者氏名、②施設所在地、③施設名称、④施設電話番号）		1														保健医療局多摩小平保健所 企画調整課
8	R5.10.3	R5.10.10	食品関係営業台帳（多摩小平保健所管内において、令和５年８月２１日から令和５年９月３０日までの間に新規に営業許可した個人事業者（ただし、自販機、移動店舗、自動車販売、臨時営業及び露店、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設、廃業を除く）に係る①申請者氏名、②営業所所在地、③屋号、④営業所電話番号）		1														保健医療局多摩小平保健所 企画調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
9	R5.9.26	R5.10.10	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和５年９月２６日現在、営業を確認している施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
10	R5.10.2	R5.10.11	施術所廃止届（多摩小平保健所で、令和４年８月１日から令和４年８月３１日までに受理した、〇〇院の廃止届の正本の写し。ただし、印影及び廃止の理由を除く。）	1	1														保健医療局多摩小平保健所企画調整課
11	R5.10.1	R5.10.11	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年９月１日から同月３０日までに、開設の届出を受けた施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
12	R5.10.1	R5.10.11	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年９月１日から同月３０日までに、新規に営業を確認した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
13	R5.10.2	R5.10.11	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年９月１日から令和５年９月３０日までに、開設を許可又は確認している施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
14	R5.10.2	R5.10.12	食品関係営業台帳（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和５年９月１日から令和５年９月３０日までに新規に営業の許可を受けた施設	15	1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
15	R5.10.2	R5.10.12	診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市、三鷹市、小金井市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所）（令和５年９月１日から令和５年９月３０日までに新規に開設届を受理した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
16	R5.10.2	R5.10.12	薬局台帳（武蔵野市、三鷹市（多摩府中保健所））（令和５年９月１日から令和５年９月３０日までに新規に開設の許可を受けた施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
17	R5.10.2	R5.10.12	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（国分寺市（多摩立川保健所）、武蔵野市（多摩府中保健所）、西東京市（多摩小平保健所））（令和５年９月１日から令和５年９月３０日までに新規に開設を確認した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
18	R5.10.2	R5.10.12	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年９月１日から同月３０日までに、廃止の届出を受けた施設 診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所）（令和５年９月１日から同月３０日までに、開設の届出を受けている施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
19	R5.10.2	R5.10.12	薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年９月１日から同月３０日までに、廃止届を受理している施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、医薬品卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年９月１日から同月３０日までに、新規に開設を許可している施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
20	R5.10.2	R5.10.13	南多摩保健所管内の診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和5年10月2日現在、開設の届出を受けている施設（ただし廃業を除く）に係る①施設名称、②施設所在地及び③開設者名に限る。		1														保健医療局南多摩保健所企画調整課
21	R5.10.2	R5.10.13	南多摩保健所管内の薬局台帳及び卸売販売業台帳のうち、令和5年10月2日現在、開設の許可を受けている施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④許可番号及び⑤許可有効期限に限る。		1														保健医療局南多摩保健所企画調整課
22	R5.10.2	R5.10.16	施術所台帳（あはき・柔整）（多摩立川保健所及び多摩府中保健所における令和５年９月１日から令和５年９月３０日までに新規に開設の届出を受けた施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
23	R5.10.2	R5.10.16	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）における令和５年９月１日から令和５年９月３０日までに新規に営業を確認した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
24	R5.10.3	R5.10.16	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和５年９月１日から同月３０日までに、新規に開設又は再開の届出を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和５年９月１日から同月３０日までに、新規に廃止又は休止の届出（開設者死亡届を含む。）を受けた施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
25	R5.10.3	R5.10.16	薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和５年９月１日から同月３０日までに、新規に許可又は再開をした施設 薬局台帳及び医薬品卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和５年９月１日から同月３０日までに、新規に廃止又は休止の届出を受けた施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
26	R5.10.6	R5.10.16	診療所台帳、歯科診療所台帳及び助産所台帳（多摩府中保健所管内の武蔵野市における、令和５年１０月６日現在開設している施設の①名称、②施設所在地、③病床数（収容人数））		1														保健医療局多摩府中保健所企画調整課
27	R5.10.3	R5.10.17	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和５年９月１日から同月３０日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設 食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における、令和５年９月１日から同月３０日までに廃止の届出を受けている施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
28	R5.10.3	R5.10.17	理容所台帳、美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における、令和５年９月１日から同月３０日までに廃止の届出を受けた施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
29	R5.10.3	R5.10.17	「診療所及び歯科診療所の休止届出書」 令和５年９月２日から令和５年１０月３日までに多摩地域（八王子市及び町田市を除く。）における保健所で受理した、診療所及び歯科診療所の休止届出書				1											当該公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	保健医療局 保健政策部 保健政策課
30	R5.10.3	R5.10.17	一般診療所台帳、歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年９月２日から令和５年１０月３日までに、新規に開設の届出を受けた施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年９月２日から令和５年１０月３日までに、廃止届（開設者死亡届も含む）及び再開届を受理している施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
31	R5.10.3	R5.10.17	薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年９月２日から令和５年１０月３日までに、新規に開設を許可した施設 薬局台帳、店舗販売業台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年９月２日から令和５年１０月３日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
32	R5.10.5	R5.10.19	食品関係営業台帳（立川市、国立市、東大和市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、小平市、東村山市、清瀬市及び東久留米市（多摩小平保健所））（令和５年８月３０日から令和５年１０月５日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
33	R5.10.5	R5.10.19	診療所台帳、歯科診療所台帳（立川市、東大和市（多摩立川保健所）、府中市、調布市、狛江市（多摩府中保健所）、東村山市、清瀬市及び東久留米市（多摩小平保健所））（令和５年８月３０日から令和５年１０月５日までに新規に開設届を受理した施設 施術所台帳（立川市、東大和市（多摩立川保健所）、府中市、調布市（多摩府中保健所）、小平市（多摩小平保健所））（令和５年８月３０日から令和５年１０月５日までに新規に開設届を受理した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
34	R5.10.5	R5.10.19	薬局台帳（立川市（多摩立川保健所）、府中市、調布市（多摩府中保健所）、東村山市及び清瀬市（多摩小平保健所））（令和５年８月３０日から令和５年１０月５日までに新規に開設を許可した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
35	R5.10.5	R5.10.19	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（立川市、国立市、武蔵村山市（多摩立川保健所）、府中市、調布市（多摩府中保健所）及び小平市（多摩小平保健所））（令和５年８月３０日から令和５年１０月５日までに新規に開設を確認した施設		1														保健医療局 保健政策部 保健政策課
36	R5.10.13	R5.10.23	美容所台帳（西東京市において、令和５年９月１３日から令和５年１０月１３日までに新規に営業を確認した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名、⑤確認年月日、⑥法人代表者名）	1	1														保健医療局多摩小平保健所企画調整課
37	R5.10.10	R5.10.23	診療所台帳（多摩小平保健所管内における医療法人社団〇〇医院に係る廃止年月日）	1	1														保健医療局多摩小平保健所企画調整課
38	R5.10.11	R5.10.23	(1)南多摩保健所管内における診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和5年10月11日現在、開設の届出を受けている施設（ただし廃業を除く）に係る①施設名称、②開設者、③施設所在地、④開設年月日、⑤診療科目、⑥施設電話番号 (2) 南多摩保健所管内における診療所台帳及び歯科診療所台帳のうち、令和5年5月12日から令和5年10月11日までに休廃止の届出を行った施設に係る①施設名称、②開設者、③施設所在地、④休止又は廃止年月日、⑤診療科目、⑥施設電話番号		1														保健医療局南多摩保健所企画調整課
39	R5.10.11	R5.10.23	南多摩保健所管内の薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳、高度管理医療機器等販売貸与業台帳のうち、令和5年10月11日現在、開設の許可を受けている施設（ただし廃業を除く）に係る①施設名称、②開設者、③施設所在地、④許可番号、⑤許可有効期限、⑥施設電話番号に限る。		1														保健医療局南多摩保健所企画調整課

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
40	R5.10.16	R5.10.23	診療所台帳（多摩府中保健所管内において、令和5年10月16日現在までに届出がある施設（ただし、廃業は除く。）に係る①施設名称（正式名称）、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者、⑤診療科目及び⑥開設年月日に限る。）		1														保健医療局多摩府中保健所企画調整課
41	R5.10.12	R5.10.24	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年８月２１日から令和５年１０月１０日までに、新規に開設を許可した施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年８月２１日から令和５年１０月１０日までに、廃止の届出（開設者死亡届及び失効も含む。）を受けた施設		1														保健医療局保健政策部保健政策課
42	R5.10.12	R5.10.24	薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年８月２１日から令和５年１０月１０日までに、新規に開設を許可した施設 薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和５年８月２１日から令和５年１０月１０日までに、廃止の届出を受けた施設		1														保健医療局保健政策部保健政策課
43	R5.10.12	R5.10.26	食品関係営業台帳（あきる野市、羽村市、福生市（西多摩保健所）、日野市、多摩市、稲城市（南多摩保健所）、昭島市（多摩立川保健所））（令和４年１０月４日から令和５年１０月１２日までに新規に営業の許可又は届出を受けた施設		1														保健医療局保健政策部保健政策課
44	R5.10.12	R5.10.26	診療所台帳、歯科診療所台帳（あきる野市、羽村市、福生市（西多摩保健所）、日野市、多摩市、稲城市（南多摩保健所）、昭島市（多摩立川保健所））（令和４年１０月４日から令和５年１０月１２日までに新規に開設届を受理した施設 施術所台帳（あきる野市、羽村市（西多摩保健所）、日野市、多摩市、稲城市（南多摩保健所）、昭島市（多摩立川保健所））（令和４年１０月４日から令和５年１０月１２日までに新規に開設届を受理した施設		1														保健医療局保健政策部保健政策課
45	R5.10.12	R5.10.26	薬局台帳（羽村市、福生市（西多摩保健所）、日野市、多摩市、稲城市（南多摩保健所）、昭島市（多摩立川保健所））（令和４年１０月４日から令和５年１０月１２日までに新規に開設を許可した施設		1														保健医療局保健政策部保健政策課
46	R5.10.12	R5.10.26	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（あきる野市、羽村市、福生市（西多摩保健所）、日野市、多摩市、稲城市（南多摩保健所）、昭島市（多摩立川保健所））（令和４年１０月４日から令和５年１０月１２日までに新規に開設を確認した施設		1														保健医療局保健政策部保健政策課
47	R5.10.13	R5.10.27	（多摩立川保健所管内における食品関係営業台帳のうち令和５年１０月１３日現在、許可している飲食店営業所及び喫茶店営業所及び届出の集団給食施設（移動、臨時、自動車、自動販売機及び廃業を除く）に係る①屋号、②営業所の所在地、③営業所の電話番号、④営業者名、⑤営業者住所（法人のみ）、⑥営業者電話番号（法人のみ）、⑦許可期限日、⑧営業の種類）			1					1			1				東京都情報公開条例第7条第3号及び6号に該当 食品関係営業台帳には、食品衛生法に規定する集団給食営業施設の屋号及び営業所所在地等が記載されているが、これを公開することで競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、東京都情報公開条例第7条第3号に該当する。また、これを公開することで行政運営に支障を及ぼすおそれがある施設が含まれており、このことが東京都情報公開条例第7条第6号に該当するため、不開示とする。	保健医療局多摩立川保健所企画調整課
48	R5.10.13	R5.10.27	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所において令和５年１０月１３日現在、開設の届出を受けている施設 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和５年７月１５日から令和５年１０月１３日までに、新規に休止・廃止の届出を受けた施設		1														保健医療局保健政策部保健政策課
49	R5.10.23	R5.10.30	食品関係営業台帳（多摩府中保健所管内における令和４年９月１日から令和５年９月３０日までに新規に営業の許可を受けた施設（ただし、臨時販売、自動販売機、行商、露店、廃業届を受けた施設、廃業を確認した施設及び法改正に伴い廃業処理を行った施設は除く。）に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④営業者名（法人の場合は、法人の代表者名、所在地、電話番号））		1														保健医療局多摩府中保健所企画調整課
50	R5.10.23	R5.10.31	理容所台帳、美容所台帳、クリーニング所台帳（多摩小平保健所管内において、令和４年９月１日から令和５年９月３０日までに新規に営業を確認した施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者名、⑤確認年月日、⑥法人代表者名、⑦法人所在地及び⑧法人電話番号）		1														保健医療局多摩小平保健所企画調整課
51	R5.10.23	R5.10.31	食品関係営業台帳（多摩小平保健所管内において、令和４年９月１日から令和５年９月３０日までに新規に営業の許可又は届出を受けている施設（ただし、臨時、移動、てんぷら船、屋形船、行商（弁当等人力販売業）、法改正に伴い改めて許可又は届出を受けた施設及び廃業は除く。）に係る①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号、④業種（従業種も含む）、⑤申請者名、⑥法人代表者名、⑦法人所在地、⑧法人電話番号及び⑨許可年月日又は届出年月日）		1														保健医療局多摩小平保健所企画調整課
52	R5.10.23	R5.10.31	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（多摩府中保健所管内における令和４年９月１日から令和５年９月３０日までに、新規の営業を確認した施設の①名称、②施設所在地、③施設電話番号、④営業者氏名、⑤確認年月日。ただし、廃業は除く。）		1														保健医療局多摩府中保健所企画調整課

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
53	R5.9.27	R5.10.10	医療法人〇〇の直近３年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	58	1														保健医療局医療政策部医療安全課
54	R5.9.29	R5.10.10	医療法人〇〇の直近３年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医療政策部医療安全課
55	R5.9.26	R5.10.11	医療法人〇〇（３法人分）の直近２年分及び医療法人〇〇（２法人分）の直近分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	61	1														保健医療局医療政策部医療安全課
56	R5.10.2	R5.10.11	東京都所管医療法人の令和４年度収受及び令和５年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医療政策部医療安全課
57	R5.10.2	R5.10.11	東京都所管医療法人の令和３年度収受～令和５年度収受の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医療政策部医療安全課
58	R5.10.2	R5.10.11	医療法人〇〇の令和３年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	42	1														保健医療局医療政策部医療安全課
59	R5.10.2	R5.10.11	医療法人〇〇の令和４年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1										対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医療政策部医療安全課
60	R5.10.5	R5.10.11	医療法人〇〇の直近３年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	21	1														保健医療局医療政策部医療安全課
61	R5.8.21	R5.10.20	・平成30年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について（通知）（平成30年4月17日付30福保医安第53号） ・平成30年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（平成30年4月18日付30福保医安第64号） ・立入検査復命書（平成30年6月13日付） ・精神科病院実地指導復命書（平成30年6月12日付） ・平成30年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の結果について（通知）（平成30年7月9日付30福保医安第328号） ・平成30年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（平成30年7月9日付30福保医安第330号） ・平成31年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和元年5月13日付31福保医安第147号） ・精神科病院実地指導復命書（令和元年6月27日付） ・平成31年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和元年7月26日付31福保医安第374号） ・令和2年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和2年6月15日付2福保医安第231号） ・精神科病院実地指導復命書（令和2年8月11日付） ・令和2年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和2年8月20日付2福保医安第378号） ・医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について（通知）（令和3年6月2日付3福保医安第229号） ・令和4年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について（通知）（令和4年5月2日付4福保医安第97号） ・令和4年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和4年5月2日付4福保医安第98号） ・精神科病院実地指導復命書（令和4年7月7日付） ・令和4年度医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の結果について（通知）（令和4年8月18日付4福保医安第398号） ・令和4年度精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6の規定に基づく実地指導の結果について（通知）（令和4年8月18日付4福保医安第399号） ・医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について（令和5年3月28日付4福保医安第1322号） ・滝山病院への臨時立入検査について（復命）（令和5年3月28日付） ・措置命令書（令和5年4月25日付5福保医安第119号） ・医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について（令和5年6月16日5福保医安第259号） ・立入検査復命書（令和5年8月14日付） ・立入検査結果（令和5年7月24日実施分） ・令和5年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和5年5月30日付5福保医安第225号） ・令和5年度精神科病院実地指導の実施について（通知）（令和5年7月18日付5保医医安第100号） ・精神科病院実地指導復命書（令和5年９月５日付） ・改善計画の履行状況について ・精神科実地指導結果（令和5年7月7日及び7月18日実施分） ・事業報告書（平成30年） ・事業報告書（平成31年） ・事業報告書（令和２年） ・事業報告書（令和３年） ・事業報告書（令和４年）	300	1														保健医療局医療政策部医療安全課

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
62	R5.8.21	R5.10.20	・立入検査復命書（令和4年7月19日付） ・実地指導に伴う改善状況等報告書（平成30年度から令和4年度まで） ・改善報告書及び改善計画書	151		1					1	1	1		1				・対象部分は、当該病院に入院中又は入院していた患者等の個人に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができる又は個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。 ・対象部分は、医療法に基づく医療機能情報提供制度（ひまわり）等によっても公にされていない医療機関の詳細な医療実績に関する情報であって、これを公にすることにより、当該病院の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号（事業活動情報）に該当する。 ・対象部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。 ・対象部分は、本情報は当該病院が公にされないことを信頼して実施機関へ報告した結果得られた情報であって、公にすることにより医療監視・指導部門としての信頼性を損ね、業務の適正な遂行に支障をきたすことから、東京都情報公開条例第7条第6号（行政運営情報）にも該当するため、不開示とする。	保健医療局医療政策部医療安全課
63	R5.8.21	R5.10.20	平成25年度から平成29年度の下記文書。 ・東京都による、〇〇会が開設する〇〇病院に対する、精神科実地指導に関する記録 ・〇〇会が東京都に提出した事業報告書 ・東京都による、〇〇病院の運営全般に関する立入調査及び監査の記録					1											保健医療局医療政策部医療安全課
64	R5.10.10	R5.10.23	医療法人〇〇の直近３年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの 医療法人〇〇の定款	24	1														保健医療局医療政策部医療安全課
65	R5.10.20	R5.10.26	医療法人〇〇の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1										対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	保健医療局医療政策部医療安全課
66	R5.10.26	R5.10.30	医療法人〇〇の直近５年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														保健医療局医療政策部医療安全課
67	R5.10.24	R5.10.30	医療法人〇〇の直近５年分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	71	1														保健医療局医療政策部医療安全課
68	R5.9.8	R5.10.31	医療法人〇〇の設立時の申請書類一式	137		1												東京都情報公開条例第7条第2号に該当 対象部分は、当該法人の役員個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため 東京都情報公開条例第7条第3号に該当 対象部分は、公にすることにより、当該法人の競争上の地位が損なわれる可能性があると認められるため 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 対象部分は、公にすることにより、偽造等のおそれがあり、犯罪の予防に支障を及ぼすと認められるため。 東京都情報公開条例第7条第6号に該当 対象部分は、公にすることにより、事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、東京都情報公開条例第7条第6号に該当する。	保健医療局医療政策部医療安全課

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
69	R5.8.11	R5.10.10	（１）「〇〇」（製造販売業者：〇〇株式会社、承認番号：不明、承認年月日：不明）の医薬品製造販売承認申請書、資料概要、添付資料及び審査結果報告書 （２）「〇〇」（製造販売業者：〇〇株式会社、承認番号：不明、承認年月日：不明）の医薬品製造販売承認申請書、資料概要、添付資料及び審査結果報告書	159		1					1	1	1						（７条２号）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであると認められるため （７条３号）製造方法、規格、製品の特性などを推測することができる情報であり、当該法人の知的財産に該当するもので、公にすることにより他社による製造が容易となる等、当該法人の商品開発等の競争上の地位が損なわれると認められるため （７条４号）公にすることにより、印影の偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	保健医療局健康安全部薬務課
70	R5.8.21	R5.10.20	PFCs調査結果・平成19-20年度	4		1									1	1			（７条６号）公にしないとの条件で開示請求者以外の者の協力を経て収集した情報であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後の適正な調査研究に支障が生じるため。 （７条７号）開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため。	保健医療局健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課
71	R5.8.21	R5.10.20	（１）平成21年度飲用井戸検査結果 （２）平成22－25年度PFOS、PFOA （３）平成30年度　PFOS・PFOAの検査結果 （４）平成３０年度　多摩地区飲用井戸水　ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ実態調査 （５）令和元年度　飲用井戸等（要検討項目） （６）令和２年度　飲用井戸等　PFOS及びPFOA （７）令和３年度　飲用井戸等　PFOS及びPFOA、PFHxS結果 （８）令和４年度　飲用井戸等　PFOS及びPFOA、PFHxS結果 （９）平成21年度　専用水道　有機フッ素化合物 (10) 平成22年度　有機フッ素化合物（専用水道） (11) H24専用水道（要検討項目） (12) H25結果（専用水道）２月分含む（要検討項目） (13) 令和元年度　専用水道（要検討項目） (14) 令和２年度専用水道　PFOS・PFOA (15) 令和３年度専用水道　PFOS及びPFOA、PFHxS結果 (16) 令和４年度専用水道　PFOS及びPFOA、PFHxS結果 (17) 令和５年度専用水道ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳ結果	20		1								1	1			(1)～(8) （第7条第6号） 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、調査に協力したものであり、これを公にすることにより、今後調査の協力を受けられなくなるなど、調査事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （第7条第7号） 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため (9)～(17) （第7条第6号） 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後調査の協力を受けられなくなるなど、調査事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （第7条第7号） 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため	保健医療局健康安全部環境保健衛生課
72	R5.8.28	R5.10.27	PFCs調査結果・平成19-20年度	4		1									1	1			（７条６号）公にしないとの条件で開示請求者以外の者の協力を経て収集した情報であり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後の適正な調査研究に支障が生じるため。 （７条７号）開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため。	保健医療局健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
73	R5.8.28	R5.10.27	（１）平成21年度飲用井戸検査結果 （２）平成22－25年度PFOS、PFOA （３）平成30年度　PFOS・PFOAの検査結果 （４）平成３０年度　多摩地区飲用井戸水　ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ実態調査 （５）令和元年度　飲用井戸等（要検討項目） （６）令和２年度　飲用井戸等　PFOS及びPFOA （７）令和３年度　飲用井戸等　PFOS及びPFOA、PFHxS結果 （８）令和４年度　飲用井戸等　PFOS及びPFOA、PFHxS結果 （９）平成21年度　専用水道　有機フッ素化合物 (10) 平成22年度　有機フッ素化合物（専用水道） (11) H24専用水道（要検討項目） (12) H25結果（専用水道）２月分含む（要検討項目） (13) 令和元年度　専用水道（要検討項目） (14) 令和２年度専用水道　PFOS・PFOA (15) 令和３年度専用水道　PFOS及びPFOA、PFHxS結果 (16) 令和４年度専用水道　PFOS及びPFOA、PFHxS結果 (17) 令和５年度専用水道ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳ結果	20		1								1	1			(1)～(8) （第7条第6号） 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、調査に協力したものであり、これを公にすることにより、今後調査の協力を受けられなくなるなど、調査事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （第7条第7号） 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため (9)～(17) （第7条第6号） 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損ない、今後調査の協力を受けられなくなるなど、調査事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （第7条第7号） 開示請求者以外の者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるため	保健医療局健康安全部環境保健衛生課
74	R5.10.16	R5.10.30	(1) 令和５年１月６日　会見用質疑・想定 (2) 令和５年５月19日　会見用質疑・想定 (3) 令和５年６月９日　会見用質疑・想定 (4) 令和５年９月22日　会見用質疑・想定	17	1														保健医療局健康安全部環境保健衛生課
75	R5.9.15	R5.10.5	健康被害救済過去の処理状況一覧	15		1				1								（東京都情報公開条例　第７条第２号） 　特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利を害する恐れがあるため。 　また、区市町村名、区市町村起案番号、区長名、接種詳細情報は開示することにより、被接種者が特定される恐れがあるため。	感染症対策部医療体制整備第二課
76	R5.8.14	R5.10.11	医療法人社団〇〇にかかる実施計画書、週次報告書、交付申請書、撤回・変更申請書、実績報告書、請求書、現地調査確認事項 医療法人社団〇〇、〇〇、株式会社〇〇にかかる実施計画書、週次報告書、交付申請書、現地調査確認事項 4福保感防第3195号「東京都PCR等検査無料化事業に係る審査の結果について（通知）」 4福保感防第3197号「東京都PCR等検査無料化事業の交付決定の取消しについて（通知）」	475		1				1	1	1		1				（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため （７条３号） 事業者・製造販売業者に係る情報であり、公にすることにより競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため （７条４号） 公にすることにより、犯罪予防に支障を及ぼす恐れがあるため （７条６号） 公にすることにより、調査手法・内容等が明らかになることで、今後の不正疑い案件に関する正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、当該事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるため	感染症対策部医療体制整備第二課
77	R5.10.11	R5.10.25	医療法人〇〇と株式会社〇〇に係る業務委託契約書	3		1					1	1						（７条３号） 公にすることにより、不正行為が明らかになる可能性があり、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （７条４号） 公にすることにより、偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあるため	感染症対策部医療体制整備第二課